

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="296 604 1163 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="510 1537 943 1600">平成 <u>30</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="896 1936 1282 1963">最終改正 平成 <u>30</u> 年 4 月 1 日</p>	<p data-bbox="1549 604 2415 823">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1762 1537 2196 1600">平成 2 <u>9</u> 年 4 月</p> <p data-bbox="2148 1936 2534 1963">最終改正 平成 2 <u>9</u> 年 4 月 1 日</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

平成 30 年度改正	現 行	備 考
<p><b>第106条 業務の実施</b>                      測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。<u>また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。</u></p> <p><b>第108条 監督職員</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。</li> <li>監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</li> <li>契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第○条第○項に規定した事項である。</li> <li>監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による<u>指</u>示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。</li> </ol>	<p><b>第106条 業務の実施</b>                      測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第5条第3項第一号及び第二号によるものとする。</p> <p><b>第108条 監督職員</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。</li> <li>監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。</li> <li>契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第○条第○項に規定した事項である。</li> <li>監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。</li> </ol>	